

日中法律用語における同形語の翻訳について  
—「逮捕」を事例に

吉田 慶子

The Impact of Degree of Homography on Translation  
Accuracy of Chinese-Japanese Judicial Terminology  
—A case study of “arrest”

Keiko YOSHIDA

要旨

在从事翻译工作时，不论是一般文学作品或是专业资料，最重要的是对原文的正确理解，其次是将理解的内容用另一种语言正确地表达出来。在处理翻译法律文书时，因有很多法律词汇的意义和用法与我们日常生活话语迥然不同，具有法律语言独有的特征。因此要求我们不仅需要了解法律整体框架，同时也需要对日中法律术语的概念和使用域、法律的要件及效果做认真细致的调查。日中两国的法律语言在漫长的法律文化交流和各自法律的发展演变的历程中创制、衍生出大量的同形词，对这些同形法律术语的区分和辨析就成为法律翻译中最令人头疼且最容易诱人出错的陷阱。

本稿通过对日中同形词“逮捕”的意义、具体使用范围、辞典的解释和具体翻译作品中的译词选择等进行调查比较，明确其具体概念和使用方法，以期唤起相关人员在选择译词时的注意和警戒，并对法律专业翻译人才的培养以及编辑对译辞典提供参考。

## はじめに

日中同形語問題は、日本語と中国語の対照研究において避けることのできない大きな課題の一つである。大河内（1997）は同形語と呼ばれる由来を解説した上、漢字による干渉が初歩的な理解と使用の誤りを引き起こす原因である<sup>1)</sup>と指摘している。

これまで多くの日中言語学者の研究蓄積は枚挙にいとまないが、法律用語における同形語問題に関する研究は未だに少ない。

近年、言語学の研究と法学研究の深まりにつれ、学科間のまたがり、融合する研究はますます進み、法言語学の研究は新しい学問として、注目されつつある。日本には2004年に「法と言語学会」が設立され、司法言語の法律用語や司法翻訳などを研究対象として、学際的言語研究としての発展に寄与する、とを目指している。

本稿は、日中法律用語における同形語問題に着眼し、刑事手続法の「逮捕」を事例として、その意味、使用範囲、辞典の解説と翻訳書の訳語選びを比較調査し、その差異を明確にしていくことにより、日中概念の相違と翻訳にもたらす影響を中心に考察する。なお、法律用語の同形語問題の起る背景と歴史的な経緯については、別稿に譲ることとする。

### 1. 法律用語の特徴

イギリスの著名な法言語学者 David Mellincoff（1963）は、著書において法言語の9つの特徴を列挙している。英語特有の言語的な特徴を除き、「まれにしか使わない一般用語の意味をよく使用する、専門用語、業界用語、フォーマルな用語の使用、わざと弾力性のある言葉や表現の使用と極端の表現の正確性を求める」<sup>2)</sup>などの問題は日本の法言語にも当てはまると言える。

<sup>1)</sup> 大河内康憲（1997）『日本語と中国語の対照研究論文集』「日本語と中国語の同形語」413頁

<sup>2)</sup> David, M. 2004. *The Language of the Law*. The Language of the Law. Wipf & Stock Publishers. *Characteristics of the Language of the Law*, 11:8,11

（日英）法律用語の特徴と翻訳上の難点について、橋本・堀田（2012）は「法律の世界で使用されることばと一般の場所で使用されることばは、同じ単語であっても違った意味を持つことが多い。」「厳格に定義されており、定義以外の含みを持たせてはならない。」、そのため「ある言語で書かれた契約書を日本語に翻訳する（その反対の場合も）にあたっては、法律用語そのものの特殊性を加えて、法体系の相違というさらに大きな壁がある。」。

加えて、もっと厄介な問題は、日本法とよく似た概念がある場合の事例として、日本の法律用語に記載がある言葉について、外国語の言葉と一見同義であっても、日本法上の言葉とは要件と効果がまったく同じではないことがあると法律用語の難しさを示唆している。

そのため、「日本が輸入した外国の法律用語は、当該国の法体系の下でオリジナルの意味を持つ。そして、当該外国の法律用語を日本語に翻訳した場合に、当該外国法律用語の翻訳としての日本の法律用語は、オリジナルから離れて日本法を背景として意味を持つのである。」<sup>3)</sup>。

要するに、一般用語と法律用語は異なる意味を持ち、定義の厳格さ、法体系の相違によって原文と訳語の間は完全に一致せず、同義に見えるものでも要件と効果は異なる場合がある。当然、日中法律用語の翻訳にも同様な問題が存在している。ことに、同じ漢字を使用している日中言語には、同形語のように表記が同じであっても、その意味概念、使用域、手続法上異なる段階の可能性があるため、安易にそのまま使ってしまうととんでもない落とし穴に陥ることになる。

劉紅嬰（2007）は、法律用語について多くの事例を調査、分析した結果、法律用語は「その枠組みの完備性、表意的専門性、使用主体の集団性」などの特徴があると結論付け、立法言語は「相対的な安定性、専属性、直接性」の特質があるとして、法律用語は法律文書の文脈において「単一性、安定性、集団性」<sup>4)</sup>の特徴を備えていると示している。

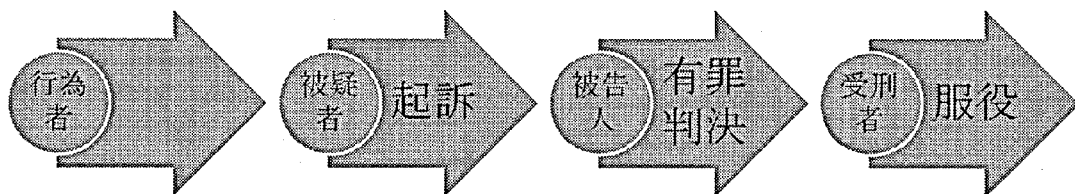
<sup>3)</sup> 橋本武・堀田秀吾（2012）『法と言語』189-191頁

日本の法律用語を事例に説明すると、以下のように整理できる。

### ①単一性

一般的に言うと、一つの単語は一つの意味解釈しか持たない。例えば、刑事手続きにおいて、図1の示しているように、「被疑者」は犯罪を犯した嫌疑を受けている者を指していることに対して、「被告人」は公訴を提起された者を指す。逆に、一字違いの「被告」は、「原告」の対立概念として民事訴訟で訴えられた側の当事者のことを指している。

図1 刑事手続の段階における当事者呼称の変化一覧図



### ②非代替性

法律用語は、原則的に一般用語にみられるような同義あるいは類義語によって変更したり、取り換えることはできない。法律用語の単一性に関連して、法的安定性という要請から当然の結果といえる。

### ③集団性

法分野はそれぞれ独立しているため、その分野の用語はグループ性を成し、使用頻度も異なってくる。例えば、憲法に関する文書には、人権、生存権、義務、福祉などの語彙が多く出現するが、刑法関連の文書は、構成要件、違法性、因果関係などよく使われるのはこれに当たる。

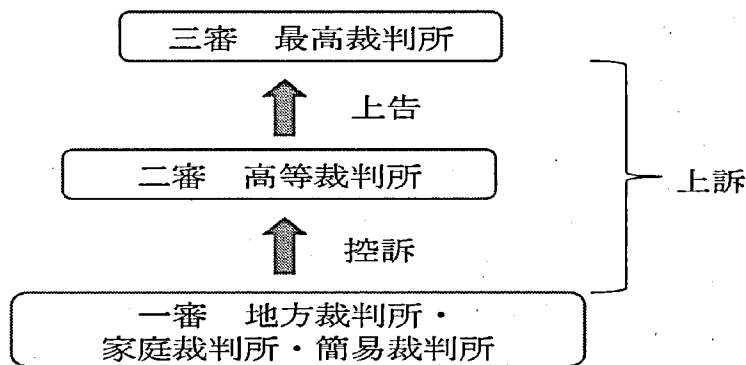
### ④体系性

法律用語は体系性を持ち、特に手続法などの場合はその手続関係や手続順を表すものがある。日本の裁判所は原則として三審制をとっているため、地方裁判所や家庭裁判所、簡易裁判所は、一般の訴訟事件の第一審裁判所にな

<sup>4)</sup> 劉紅嬰 (2007) 『法律言語学』 116 頁に基づき、筆者が和文に翻訳し、整理したものである。

るが、これら第一審の地方裁判所や家庭裁判所、簡易裁判所の判決に不服がある場合は、その上級裁判所である高等裁判所に対して、第二審の裁判を求め、これを控訴と呼び、また、第二審の高等裁判所の判決に不服がある場合は、さらに上級裁判所である最高裁判所に対して、第三審の裁判を求める判断を仰ぐことができ、これを上告と呼んでいるが、控訴と上告を一般的に上訴と呼んでいる。「上訴、控訴、上告」は一文字の違いで異なる概念になるため、慎重に扱う必要がある。

図2 三審制のイメージ図



法律専門家はこのようにことばの概念を共通認識したものとして、厳密に使い分けることにより意思疎通をしているため、訳出する際に翻訳者は専門用語の概念を慎重に調べ、理解しておかないとミスコミュニケーションを招く原因になりかねない。

## 2. 日中法律用語の同形語問題

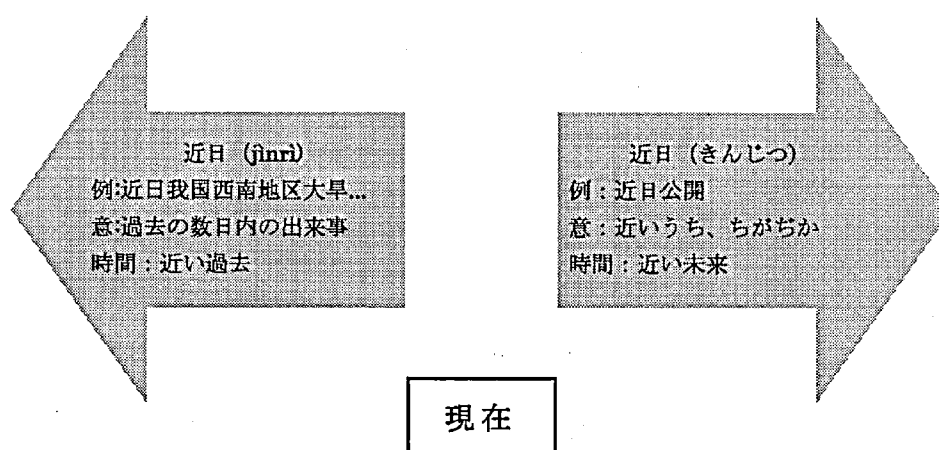
日中同形語問題についてすでに語られて久しい。前述したようにこれまで膨大な研究の蓄積があり、これらの研究成果の集大成として、『日中同形語小辞典』沈国威（2011）、『日中同形異義語』王永全・小玉新次郎・許昌福（2007）、『日中同形異義語1500』郭明輝・磯部祐子・谷内美江子（2011）などが出版され、語学学習者や日中通訳翻訳の実務を携わる者に大きく役に立つものである。

また、日中同形語の形成と定着について、沈国威教授の『近代日中語彙交流史』(1994、改訂新版2008)は、日中間の語彙の相互受容、その受容の時期、経路、受容の方法、定着あるいは競合を経て定着していくプロセスや語彙の意味変化を明らかにされている。

同形語における翻訳上の重要性について、「翻訳の角度から見た場合、語彙の面でいちばん重要なのは日中同形異義語である(中略)。しかも、これはきわめて重要な問題で、翻訳の成否・よしあしを大きく左右する」、加えて、「かなり中国語に精通している人やベテランの日中翻訳者でも、細心の注意を怠ると、同形のワナにはまって意味を取りちがえたり、使い方を誤ったりする」<sup>5)</sup>と日中翻訳家の武吉次郎氏が指摘しているように、上級者でも起こしやすい問題である。

中国語教育の専門家は、同形語を「同形同義、同形近義、同形異義、異形同義」<sup>6)</sup>と分類するものがあるが、なかでも同形異義語が一番紛らわしいため、問題になりやすい。例えば、図3のように日本語の「近日」は、近いうち、近々を表すものに対して、中国語の“近日”は、近い過去を表わしている。同じ表記であるもの、時間軸上まったく異なる概念である。

図3 日中における「近日」の比較図



<sup>5)</sup> 大原信一監修 遠藤紹徳・武吉次郎編著 (1993)『新編・東方中国語講座第4巻翻訳篇』177頁

<sup>6)</sup> 王順洪 (2008)「日本人漢語学習研究」112-113頁

実際、このような漢字語の同形語問題は法律用語にも数多く存在している。例えば、日本語の「勾引」は、法律用語として「被告人，証人，身体検査を受けるべき者を裁判所その他一定の指定された場所に強制的に引致する裁判およびその執行をいう。」であるが、中国語の“勾引”は法律用語ではなく、「誘う。いざなう。誘惑する」<sup>7)</sup>の意味しかない。

陶芸（2007）は3種の日中法律用語対訳辞典に対して調査した結果、漢語の語数は多く、いずれも70%以上の割合を占めていることが明らかになっている。

表1 3種の法律用語辞書における語種の対比率

|     | 「法律用語辞典」 |       | 「法律用語対訳集」 |       | 「日中・中日双解法律用語辞典」 |       |
|-----|----------|-------|-----------|-------|-----------------|-------|
|     | 語数       | 比率%   | 語数        | 比率%   | 語数              | 比率%   |
| 漢語  | 1,719    | 82.01 | 4,071     | 73.31 | 4,116           | 80.34 |
| 混種語 | 184      | 8.78  | 323       | 5.82  | 390             | 7.61  |
| 和語  | 87       | 4.15  | 254       | 4.57  | 127             | 2.48  |
| 外来語 | 24       | 1.15  | 22        | 0.40  | 27              | 0.53  |
| 節、句 | 82       | 3.91  | 883       | 15.90 | 463             | 9.04  |
| 総語数 | 2,096    |       | 5,553     |       | 5,123           |       |

出所：陶芸（2007）『日中法律用語の対象研究』58頁

一方、筆者は最高裁判所の法廷通訳人を対象に発行されているハンドブックに掲載されている語彙対訳リストの漢字語を調査したが、表2の示しているようにどちらも一割以上の同形語が存在しているという結果を得ている。

<sup>7)</sup> 愛知大学中日大辞典編纂処編（1987）『中日大辞典増訂第二版』大修館書店の解説による。

表2 同形語調査結果一覧

| 書籍名                   | 収録語彙<br>(日⇒中) | 同形<br>同義     | 異形<br>同義  | 同形<br>異義  |
|-----------------------|---------------|--------------|-----------|-----------|
| 『法廷通訳ハンドブック』改訂版       | 931 語         | 374<br>40.1% | 77<br>8%  | 15<br>約2% |
| 『少年審判通訳ハンドブック』<br>改訂版 | 482 語         | 144<br>29.9% | 56<br>12% | 14<br>約3% |

同形同義語が多数を占めていることから、通訳翻訳する際の負担を若干軽減できる反面、決して看過できない同形異義語 14-15%の存在も常に意識しなければならない。概念の厳密さを求める法律用語であるがゆえに細心の注意が必要と思われる。

### 3. 事例分析—「逮捕」

#### 3.1 日中国語辞典の調査

『日本国語大辞典第二版』(2001)では、次のように説明し、事例を挙げている。

①人の体に直接、力を加えてその行動の自由をうばうこと。めしとること。

\*日本外史(1827)一・源氏前記「成経康頼以下、皆被逮捕」

\*布令字弁(1868-72)〈知足蹄原子〉三「逮捕 タイホ メシトル」

\*新聞雑誌—二号・明治四年(1871)五月「府より弘当時召使の家来を捕縛糾問して其首悪を搜索して既に逮捕したるよし」

\*史記—陳余伝「於レ是上皆並捕捕趙王貫高等十余人」

②特に、刑事事件について、捜査機関が裁判官の発する逮捕状により被疑者の身体の自由を拘束し、引致、抑留する行為。通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕の三通りがある。現行犯の場合は、逮捕状が必要でなく、また私人でも逮捕できる。

\*大日本帝国憲法(明治二二年)(1889)二三条「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては」



一方、中国語の『漢語大辞典』によると、

「捕捉；捉拿。《史记·绛侯周勃世家》：「其后人有上书告勃欲反，下廷尉，廷尉下其事长安，逮捕勃治之。」《汉书·萧望之传》：「望之大臣……不奉法自修，踞慢不逊攘，受所监臧二百五十以上，请逮捕系治。」今法律上称限制人犯人身自由并予以羈押的一种强制措施。周而复《上海的早晨》第一部七：「上海解放以后，伪工会理事长逃到川沙，给上海市公安局逮捕回来法办了。」と説明している。

また、『現代漢語詞典第6版』（2012）では、「司法机关依法对犯罪嫌疑人、被告人在一定时间内剥夺其人身自由，并予以羈押的刑事强制措施。」と現代における用法のみを記載している。

つまり、日中とも古くから「逮捕」が存在し、捕らえるという意味で使われていたが、現在では司法機関が被疑者、被告人を一定の期間において人身自由を奪い、拘束する刑事強制手続を表す法律用語である点は共通である。

### 3.2 法律用語としての「逮捕」の意味と誕生

『大漢語林』（1992）をみると、「めしとる。罪人を捕縛する。其の人が在って、直ちに追取するを逮といひ、其の人が亡げて、之を討捕するを捕といふ。」と記載している。その源流を辿ると、1827年の『日本外史』に身体を自由をうばう意味で使われ、法律用語としては、1883年の『法律語彙初稿〔仏和法律語辞典〕』に初出し、その後も収録されている。

日本は、古くから悪事が暴かれ、捕まえるという身体が拘束されることとして使われていたが、現代法の制定により、はじめて刑事手続の意味として使われるようになった。

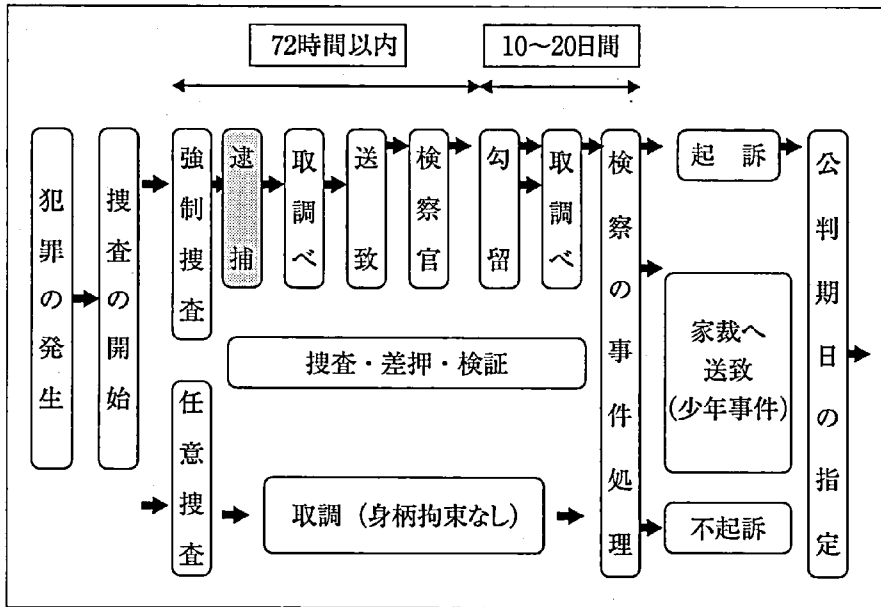
日本の法律用語辞典は、次のように「逮捕」を解説している。

- 1 刑法上、人の身体の活動の自由をある程度継続的に拘束すること。（中略）
- 2 刑事訴訟法上、捜査機関又は私人が被疑者の身体を自由を拘束し、引き続き抑留すること。（中略）なお、司法警察員が逮捕した被疑者は、逮捕後48時間以内に検察官に送致しない限り、釈放しなければならない。検

察官が逮捕した被疑者は、48時間以内に裁判官に勾留を請求し又は公訴を提起しない限り、釈放しなければならない<sup>8)</sup>。

日本の刑事手続の流れを一覧図に表すと、以下のようになる。

図5 日本の刑事手続流れ



このように、逮捕は捜査機関の被疑者に対する強制捜査手続の一つとして、被疑者の人権と事件の真相を明らかにすることを重んじる刑事手続法にとって非常に重要な概念である。

一方、中国語の場合、『正史』の『漢書本紀』に「貫高等謀逆發覺，逮捕高等，[一]師古曰：「逮捕，謂事相連及者皆捕之也。一曰，在道守禁，相屬不絕，若今之傳送囚耳。」并捕趙王敖下獄。」という行があり、文中「逮捕」について注釈をつけ、「[一]師古曰：「逮捕，謂事相連及者皆捕之也。一曰，在道守禁，相屬不絕，若今之傳送囚耳。」。『正史』の『宋史』は、「七年六月，齊州逮捕臨邑尉王坦等六人，繫獄未具，一夕，大風雨壞獄戶，王坦等六人並壓死。」。『正史』の『清史稿』には、「褫王照職，籍其家，逮捕」などと古典書に多く登場している。

<sup>8)</sup> 金子宏等 (2008) 『法律学小辞典第4版補訂版』

1822年に発行されているロバート・モリソン（Robert Morrison）の『英華字典』に「arrest to- 拿、拿获、拿到犯人」と記載され、はじめて“逮捕”が登場したのは、1908年に顔惠慶が編纂した『英華大辭典』である。

法制史の資料によると、中国古代から「拘传」と「逮捕」の2つの概念が存在している<sup>9)</sup>。秦律に“执”とあり、「司法机关以强制手段拘传被告人，类似现代的拘留」。ただし、“逮捕”は“拘传”とはっきりした区別がなく、“逮捕”の対象は、「诉讼当事人双方的原告、被告和证人」として訴訟当事者がすべて含まれているなどの説明を見ると、現代の用法と異なり、古代の“拘传”は被告人だけでなく、証人にまで強制力が及ぶようである。唐宋期になって漸く“逮捕”制度が規範化され、逮捕権、逮捕対象、逮捕中における問題の処理などについても法律で定められるようになったという<sup>10)</sup>。

1890年、黄遵憲の『日本国志』に「若干彼此裁判所所管内不能逮捕及法律所不许逮捕者，将最初之预审及公判裁判所为其所管。」の記載により、はじめて近代刑事訴訟法手続の意味の「逮捕」が中国に紹介され、さらに、1908年に出版された『漢訳日本法律經濟辞典』には「用公力捕拿犯罪者及有犯罪之嫌疑者，限制束缚其身体之自由之法律上执行。曰逮捕。」との解説<sup>11)</sup>があることから、現代法における刑事手続としての“逮捕”の定着とみることができる。

現在中国の法律辞典における“逮捕”の説明は以下のとおりである。

prehension. 司法机关依法剥夺犯罪嫌疑人、刑事被告人的人身自由并解送到一定场所予以羈押，是最严厉的一种强制措施。

中国刑事诉讼法规定：对有证据证明有犯罪事实，可能判处徒刑以上刑罚的犯罪嫌疑人、被告人，采取取保候审、监督居住等方法，尚不足以防止发生社会危险性，而有逮捕必要的，应即依法逮捕。（略）西方一些国家法律所规定的无证逮捕，系在法律所规定的紧急情况下对犯罪嫌疑人、刑事被告人的羈

<sup>9)</sup> 李交發（2002）『中国訴訟史』89頁

<sup>10)</sup> 劉海年（1985）「秦的诉讼制度（上）」『中国法学』169頁

<sup>11)</sup> 何勤華（2009）『法律名词的起源（下）』512頁

押措施、相当于中国的刑事拘留<sup>12)</sup>。

すなわち、中国語における“逮捕”は、司法機関が法律に基づき被疑者や被告人の人身的自由を剥奪し、一定の場所において拘束する最も厳しい強制措置であり、刑事訴訟法には“逮捕”の要件を定めている。しかし、西洋法における令状なしの「逮捕」や緊急拘束措置は中国語の“刑事拘留”に当たると明確に説明している。

さらに、刑事訴訟法のテキストには、刑事強制措置の関連概念として、“拘传”、“取保候审”、“监视居住”、“拘留”、“逮捕”と関連概念も手続に沿って説明し、「逮捕」については、

「逮捕是指公安机关、人民检察院和人民法院在一定期限内依法剥夺犯罪嫌疑人、被告人的人身自由并进行审查的强制措施，是刑事诉讼强制措施中最为严厉的方法。其严厉性表现为强行剥夺人身自由，羁押审查。」、「在我国，羁押不是一种独立的强制措施，而只是逮捕的法律后果。在西方国家，逮捕往往与羁押相分离，是一种强制到案措施。因此，西方国家的逮捕更类似于我国的拘留。」<sup>13)</sup>

ここも西洋法との概念の違いを説明している。

総じて、日中両国ともに古くから人を拘束し、行動の自由を奪う意味で「逮捕」が使われているが、現代日本語において法律専門用語として、刑事手続の一段階を指し、その効力期間は48時間に限定され、48時間以内に勾留請求あるいは公訴をしない限り、被疑者を釈放しなければならないというかなり厳格な基準が設けられている。古来の用法から近代法の誕生に伴い新たな意味概念が付与されている。

一方、中国語における“逮捕”は「捜査段階での最も厳しい強制措置である。逮捕のためには、①犯罪事実が発生し、当該犯罪行為を犯罪嫌疑者・被告人が行ったことを証明する証拠があり、当該証拠が真実であることの証明がなされ、②犯罪嫌疑者・被告人の犯罪が懲役刑以上に相当し（執行猶予は

<sup>12)</sup> 信春鷹主編（2003）『法律辞典』196頁

<sup>13)</sup> 卞建林著（2008）『刑事訴訟法学』159-188頁

除く)、③逮捕が必要であること、つまり案件の性質や犯罪嫌疑者・被告人の個人的状況等を勘案した場合その他の強制措置では社会的危険性を防止できないと判断されることの3要件を具備することが必要である。」、また、逮捕の許可機関について、「逮捕は検察院の承認（「批准」）または決定もしくは法院の決定を経たうえ公安機関・国家安全機関が執行する。」。逮捕によって身柄を拘束できる期間は「原則2ヵ月を超えることはできないが、案情が複雑な案件については1ヵ月の延長が可能である。また、僻遠の地で生じた重大複雑な案件や、重大な犯罪集団の案件等については省級検察院の承認または決定を経たうえでさらに2ヵ月延長できる。」。

つまり、「中国の逮捕は日本と異なり相当長期間身柄を拘束でき、また日本法等のように逮捕と勾留が範疇的分離していない（日本の勾留に近い概念であると説く論者もいる）。」<sup>14)</sup>と中国法の専門家が指摘しているように、中国語の“逮捕”と日本語「逮捕」の概念上の差異を認識する必要がある。

### 3.3 辞典等の対訳語の調査

日中・中日辞典は多く市販されているが、今回の調査対象は、中国語辞書のスタンダードとして長年の信頼を得ている2002年小学館が発行した『日中辞典』と同出版社が2008年に発行した『中日辞典』にする。

表3 日中・中日辞典の解説比較表

| 辞典 | 日中辞典   | 中日辞典  |
|----|--|---|
|    | 『日中辞典』第2版(2002)小学館                                   | 『中日辞典』第2版(2008)小学館  |
| 意味 | 「逮捕」逮捕，拘捕，捉拿。  | (法)逮捕する。<br>参考 公安機関が逮捕状によって犯人の身柄を拘束すること。日本でいう逮捕と勾留の双方が含まれる。 |
| 例文 | ①どろぼうを～する。／逮捕小偷。<br>②犯人はその場ですぐ～された。<br>／犯人在现场立即被逮捕了。 | なし  |

<sup>14)</sup> 小口彦太等『現代中国法第2版』(2012) 155頁

『中日辞典』は両者の違いを意識し、読者のためにコメントを入れているが、『日中辞典』の場合は、このような記載は見当たらない。

さらに、以下の法学辞典、日中司法通訳人ハンドブックの日中用語対訳集も調べてみた。

法廷通訳人を対象に発行されたハンドブックは以下の3つを選んだ。

- ① 最高裁判所事務総局監修『法廷通訳ハンドブック（中国語）』（2010）法曹会
- ② 最高裁判所事務総局家庭局監修（2008）『少年審判通訳ハンドブック』（中国語）法曹会
- ③ ザウ・イーファー（2003）『中国語〈司法通訳〉ハンドブック』明日香出版社

法律用語対訳辞典：

- ④ 法務省刑事局外国法令研究会（1997）『法律用語対訳集中国語（北京語）編改訂版』社団法人 商事法務研究会
- ⑤ 畑中和夫・王家福・肖賢富・孫新編（1997）『中日・日中法律用語辞典』晃洋書房
- ⑥ 魏景賦・魏游編著（2002）（中国）『日中・中日双语法律用語词典』法律出版社
- ⑦ 川原祥史（2006）『中国語警察用語小辞書』国際語学社

表4 法律用語辞典の対訳語調査

| 図書 No. | 掲載書籍と対訳語   |
|--------|--|
| ①      | 第4編 法律用語等の対訳<br>㊸「逮捕」⇒㊸「逮捕」                              |
| ②      | 第4編 用語の対訳<br>㊸「逮捕」⇒㊸「逮捕」                                 |
| ③      | 法律関係用語部分<br>㊸「逮捕」⇒㊸「逮捕 dǎibǔ」                            |
| ④      | ㊸「逮捕（する）」⇒㊸「逮捕 dǎibǔ」                                    |
| ⑤      | ㊸「逮捕証」⇒㊸「逮捕状」<br>㊸⇒中未収録                                  |
| ⑥      | ㊸「逮捕（する）たいほする」⇒㊸「逮捕」<br>㊸「逮捕」⇒㊸「逮捕（する）」<br>㊸「逮捕令」⇒㊸「逮捕状」 |
| ⑦      | ㊸「逮捕（する）」⇒㊸「逮捕 dǎibǔ」                                    |

このように、日中・中日辞典や法律用語対訳辞典はいずれも「逮捕」をそのまま“逮捕”の対訳語として記載している。このことについて、筆者はある地方の警察署通訳センターの中国語担当にたずねてみたことはあるが、実務もそのまま“逮捕”として中国語に通訳していると明かされている。

しかし、法学専門家を対象にした中国法辞書の説明は異なっている。

「勾留は中国語で「逮捕」というが、事案の性質や被疑者の状況等一定の要件の下、人民検察院の承認又は決定若しくは人民法院の決定を経た上で行う身柄拘束措置をいう（刑事訴訟法 60 条等）。原則 2 か月だが事案に応じて 2 度の延長（1 か月，2 か月）も可能で、相当長期間に及ぶ。」<sup>15)</sup>と解説しているが、勾留の対訳語は“逮捕”としながらも、その内包の違いがあると言及している。

<sup>15)</sup> 国谷知史等（2011）『確認 中国法用語 250』

### 3.4 翻訳書の調査

翻訳書について、2005年中国人民大学出版社に出版されている松尾浩也『刑事訴訟法』の翻訳版について、日本語原著と対照してみた。

表5 翻訳書の調査結果

| 原著   | 翻訳書  |
|--|--|
| 著作名：『刑事訴訟法』<br>著者名：松尾浩也<br>出版社：弘文堂<br>出版時期：1979年<br>引用部分：52頁   | 著作名：『日本刑事訴訟法』<br>名：丁相順 译 金光旭 校<br>出版社：中国人民大学出版社<br>出版時期：2005年<br>引用部分：57頁  |
| 目次 第二章捜査(その一)警察による捜査<br>四 被疑者の逮捕<br>「捜査の初期ないしは終期、あるいはその中間の段階で、被疑者の逃亡や罪証隠滅を防止するため、その自由を拘束する必要を生ずることがある。しかし、被疑者の立場からすれば、かりに罪を犯していたとしても、その負担は大きい。まして、無実だとすればなおさらのことである。そこで、憲法は、 <b>逮捕</b> について一箇条を設け、「何人も、現行犯として <b>逮捕</b> される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」と規定した(憲三三条)。刑事訴訟法は、この憲法の規定を受けて、通常 <b>逮捕</b> 、現行犯 <b>逮捕</b> 、および緊急 <b>逮捕</b> の三種類の制度を設け、それぞれの要件、手続等について具体的に定めている。」 | 目录 第2章侦查(其一)警察实施的侦查<br>四 拘留犯罪嫌疑人<br>「在侦查的初期，结束时期或者是在侦查的中间阶段，为了防止犯罪嫌疑人逃跑和隐匿证据，有时需要限制其人身自由。但是，从犯罪嫌疑人的角度来看，即使犯了罪，要其承受人身自由的这种负担也是巨大的。况且，在犯罪嫌疑人完全没有犯罪的情况下，就更会出现问题。由此，宪法对于 <b>拘留</b> 规定了专门条款“除了现行犯的情况之外，如无主管的司法机关签发、并明确指明犯罪理由的拘留令，对任何人不得加以 <b>拘留</b> ”(《宪法》第33条)。《刑事诉讼法》根据宪法的这一规定，确立了一般 <b>拘留</b> 、现行犯 <b>拘留</b> 以及紧急 <b>拘留</b> 三种制度，并规定了具体的要件、程序等。」 |



いずれも、「逮捕」を“拘留”に翻訳している。これは、法律専門家を対象にした専門書として、手続を重視したゆえんの訳語選びと見ることができる。

## まとめ

本稿は、日中同形語「逮捕」を法律用語としての側面に着眼し、分析、調査を試みた。

日本語と中国語における「逮捕」は、それぞれ異なる手続段階を表しているだけでなく、法律上定められている被疑者に対する期間と拘束許可機関が異なるため、表記が同じでも内包的な意味概念が異なっていることは明らかである。

法律専門用語の「単一性」と「体系性」という観点から鑑みると、翻訳するときに適切かつ正確に対訳語を示すことが必要がある。しかしながら、「逮捕」のように、語彙の意味が対応しない場合、日中・中日辞書や法律用語辞典でも混淆しているように、同じ表記であるゆえに一層問題が複雑になってしまっている。翻訳者にとってどちらの訳語を選ぶかは決めにくい、つまりどちらも意味概念として完全に当てはまらないため翻訳者はジレンマに陥り、同じ漢字を使用しているため、安易にそのまま使ってしまうがち。訳出する場合は、専門用語の意味概念を詳細に調べ、必要な場面と対象に合わせて訳す必要があると肝に銘じ、翻訳の場合は、注意を喚起するための訳注をつけるのも方法の一つと考えられる。

専門用語の翻訳の難しさは必ずしも法律分野に限ったものではないが、事例の示してきたように、日中同形語の場合その専門用語の背後にある意味概念を明確に理解しなければ、思わぬ脅し穴に陥る可能性があるると特に警戒する必要がある。繰り返しとなるが、法律用語を翻訳する際、同じ漢字表記だからといって過信せず、正確な「訳」を実現するためには、語学辞書のみならず、専門用語の辞書などをこまめに調べるように心がける必要がある。

**【参考文献】**

David, M. 2004. *The Language of the Law*. Wipf & Stock Publishers.

大河内康憲編（2000）『日本語と中国語の対照研究論文集』くろしお出版

大原信一監修 遠藤紹徳・武吉次郎編著（1993）『新編・東方中国語講座第4巻翻訳篇』東方書店

小口彦太（2002）『現代中国法』（第2版）成文堂

王順洪（2008）「日本人漢語学習研究」北京大学出版社

何勤華（2009）『法律名詞的起源（上下）』（中国）法律出版社

最高裁判所事務総局刑事局監修（2008）『少年審判通訳ハンドブック中国語』法曹会

最高裁判所事務総局刑事局監修（2010）『法廷通訳ハンドブック（改訂版）中国語』法曹会

ザウ・イーファー（2003）『中国語〈司法通訳〉ハンドブック』明日香出版社

陶芸（2007）『日中法律用語の対照研究 日本語教育の立場から』星雲社

中根育子ほか訳（2013）『法言語学入門』東京外国語大学出版会

橋内武・堀田秀吾編著（2012）『法と言語』くろしお出版

望月八十吉（1981）『中国語と日本語』光生館

廖海濤（2014）「漢字同形語からみた日中法律用語の翻訳上の諸問題」

劉紅嬰（2007）『法律言語学』（第二版）北京大学出版社

李交発（2002）『中国訴訟法史』中国檢察出版社

劉海年（1985）「秦的诉讼制度（上）」『中国法学』1985年第1期 155-174頁

卞建林著（2008）『刑事訴訟法学』159-188頁中国政法大学出版社

**【辞典類】**

小学館国語辞書編集部（2001）『日本国語大辞典第二版』小学館

信春鷹主編（2003）『法律辞典』中国法律出版社

金子宏・新堂幸司・平井宜雄編集（2008）『法律学小辞典第4版補訂版』有斐閣

阮智富ほか主編『現代汉语大词典』（2007）上海辞书出版社

桂川甫周編；杉本つとむ解説（1974）『和蘭字彙』早稲田大学出版会

司法省著（1883）『法律語彙初稿（仏和法律語辞典）』信山社出版

法務省刑事局外国法令研究会（1997）『法律用語対訳集中国語（北京語）編改訂版』社  
団法人 商事法務研究会

畑中和夫・王家福・肖賢富・孫新編（1997）『中日・日中法律用語辞典』晃洋書房

魏景賦・魏游編著（2002）（中国）『日中・中日双语法律用語词典』法律出版社

川原祥史（2006）『中国語警察用語小辞書』国際語学社